

令和 2 年 度

第 5 回上越市農業委員会総会 議事録

上 越 市 農 業 委 員 会

令和2年度第5回上越市農業委員会総会 議事録

日 時：令和3年2月25日（木）午後2時55分～午後4時05分

場 所：ユートピアくびき「希望館」第3会議室

1 出席委員

<農業委員>

1 番 小山 一成	9 番 大滝 正秋	19 番 上野 栄一
2 番 五十嵐 隆一	10 番 滝沢 記一	20 番 竹原 よし子
3 番 佐藤 清繁	11 番 金子 昭榮	21 番 望月 博
4 番 吉村 清正	12 番 上原 孝	22 番 山本 誠信
5 番 岸田 健	14 番 清水 強	23 番 久保埜 徳雄
6 番 古川 政繁	16 番 折笠 正勝	24 番 笠原 浩一
7 番 篠宮 英樹	17 番 岩崎 欣一	
8 番 竹内 浩行	18 番 長瀬 一成	

<農地利用最適化推進委員>

森橋 孝一	加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一
高島 真一	藤井 敏行	笠原 行夫	中嶋 栄司
平野 宏一	齊藤 啓治	小林 政秋	白滝 光彦
青田 俊一	田鹿 敏行	井部 慎一	高橋 三登一
米川 尚登	金井 薫	中川 正道	宮川 武彦
長井 恒夫	小池 孝志	細谷 正夫	上井 康二
大島 伸一	中嶋 琢郎	常山 哲夫	清水 増彦
小林 正義	綿貫 一成	福原 弥	高橋 浩一
高宮 文男	松本 香		

2 欠席委員

<農業委員>

13 番 五十嵐 彰 15 番 牧繪 雄一郎

<農地利用最適化推進委員>

高波 澄男 田邊 清一

3 職務のため出席した事務局職員

<農業委員会事務局>	事務局長	坂井 晃	次 長	松縄 浩一
	係 長	羽深 元子	係 長	久保埜 修
<浦川原区駐在室>	副主任	江村 秀幸		

＜大島区駐在室＞	主 事	中村 駿
＜牧区駐在室＞	副主任	井田 義之
＜柿崎区駐在室＞	副主任	佐野 謙一
＜大潟区駐在室＞	班 長	佐藤 憲司
＜吉川区駐在室＞	副主任	諏訪部 太
＜中郷区駐在室＞	主 任	相葉 博昭
＜板倉区駐在室＞	副主任	上原 敏明
＜清里区駐在室＞	副主任	近藤 宏一
＜三和区駐在室＞	主 任	上田 良広
＜名立区駐在室＞	班 長	山邊 稔

4 付議した案件

＜議 事＞

報告第1号 令和2年部会等の実施報告について

報告第2号 農地所有適格法人の事業実施等の報告について

議案第1号 令和3年度上越市農業委員会業務方針について

議案第4号 上越市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について

＜そ の 他＞

- ・令和3年度上越市一般会計予算要求（農業委員会関連）の概要について
- ・令和3年版上越市賃借料情報
- ・令和3年度定例農地部会年間予定表

5 会 議

＜1 開 会＞

【事務局長】 令和2年度第5回上越市農業委員会総会を開催します。
総会の次第に従って進めます。

＜2 会長あいさつ＞

【事務局長】 会長があいさつします。

【会 長】 ≪あいさつ≫

【事務局長】 ここからは、上越市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議事を進めます。

＜3 資格審査＞

【議 長】 次第3 資格審査です。

在任委員数 24 名中、出席委員 22 名であり、過半を超えていることから、会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立します。

なお、農地利用最適化推進委員は 36 名中 34 名が出席しています。

< 4 議事録署名委員の指名 >

【議長】 次第 4 議事録署名委員の指名ですが、会議規則第 14 条の規定により私から指名します。

議席番号 5 番 岸田 健委員、議席番号 20 番 竹原よし子委員を指名します。

< 5 憲章唱和 >

【議長】 次第 5 憲章唱和は、先ほどの農地部会で唱和していますので省略します。

< 6 議 事 >

【議長】 次第 6 議事に移ります。

議案第 1 号「令和 2 年部会等の実施報告について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

【事務局長】 部会の報告はそれぞれの部会の部会長が、全体的なものは会長職務代理が行いますが、その前に、私から資料の構成について説明します。

農地部会は二部会ありますので、P3 と P4 は二つの部会を集計したもので、各農地部会の審議状況は P5 から P8 に記載しています。

報告は農地部会ごとに行いますので、P3 と P4 の総括表の説明は省略します。

また、P9 には農政部会、P10 から P14 は総会やその他の活動状況等について記載しています。

私からは以上です。

【議長】 ただ今、事務局から説明があったとおり、農地部会の報告は第一、第二の各農地部会の活動状況とし、総括表の説明は省略します。

それでは、初めに「第一農地部会」の報告をお願いします。

【竹内部会長】 第一農地部会の審議実績を報告します。

P5 の上段の表は、月別の審議件数の内訳です。令和 2 年は、前年との比較で 822 件の減となる 2,887 件の審議を行いました。減少の主な要因は、「18 条解約の届出」と、その他に含まれる「非農地判断」の件数が減ったためです。また、昨年まではなかった「人・農地プランの実質化

についての検討」が 44 件ありました。これは、各地区において策定された人・農地プランの内容について、農政課からの照会に基づき、意見の表出を行ったものです。

P5 の中段の表は、農地法第 3 条許可の内訳です。令和 2 年は 57 件で、前年比較で 6 件の増となりました。

P5 の下段の表と P6 の上段の表は、農地法第 4 条と第 5 条による農地転用の利用目的ごとの内訳です。P5 は件数、P6 は面積です。なお、表中の「区分」の「届出」は市街化区域内で届出があった件数、「許可」は「市街化調整区域・その他区域」で許可申請があった件数です。

件数では合計で 184 件、前年と比較すると 30 件の減、面積では、71,011 m²、前年比 30,456 m²の減となりました。

P6 の中段の表は、農用地利用集積計画の決定状況です。件数は合計で 1,490 件、前年比較で 13 件の減となりました。

実績報告は以上ですが、農業従事者の高齢化や担い手不足など、農業を取り巻く環境は依然として厳しく、特に中山間地域では、不作付地の発生が懸念されています。

当部会としても、担い手への農地集積と集約化、耕作放棄地の発生防止と解消、新規参入の促進といった「農地利用の最適化」をより良く果たせるよう、より一層の推進に努めます。

また、地域の現状や問題点の把握、関係団体との連携にも力を入れていきたいと考えています。

最後となりますが、部会に課せられた責務が増加しており、今後とも適期的確な審議と農業振興のため、当部会員一同が尽力することを申し上げ、第一農地部会の報告とします。

【議長】 質問や意見等は、後で一括して受けます。
続いて、「第二農地部会」の報告をお願いします。

【上野部会長】 第二農地部会の報告をします。

P7 の 1 表は、審議件数の月毎の内訳です。合計で 3,009 件となりましたが、増加要因は、転用届出や農地法第 18 条による解約、集積計画、「その他」の集積計画変更が増加したためです。

2 表は、農地法第 3 条許可の内訳です。前年と比較し件数・面積ともに若干増加しましたが、最近では農地の貸し借りの大半が基盤強化法によるものへと移行しているため、若干の増加になっているものと考えています。

3 表の 1 は、農地法第 4 条・第 5 条の利用目的別の件数の内訳です。前年と比較し、若干増加しました。

3表の2は、利用目的別の転用面積の内訳です。件数が若干増加する中で、面積的には昨年の4割ほどになりました。これは、前年は東北電力関係の一時転用面積があり一過性で増加しましたが、令和2年は東北電力関係がなかったため、例年どおりの面積となりました。

次に4表は、農用地利用集積計画の決定状況です。前年と比較して、件数、面積ともに2割ほど増加しました。特に、新規契約は件数・面積ともに5割程度の大幅な増加となりました。これは、自作していた個別農家の高齢化や後継者不足等による労力不足により、認定農業者や法人への小作契約が増加したためと思われます。

実施報告は以上ですが、当地区は、平場から中山間地に至る広大で多様な環境にありますが、農地所有適格法人や認定農業者などへの農地の集積が進んでいます。

昨年は、天候に恵まれ豊作でしたが、近年の食生活の変化やコロナ禍等により需要が大きく減少しており、コメ余りによる米価下落、今後の作付面積の減少と農家への打撃も大きくなっています。

一方、イノシシによる水稻被害は、平場にも広がり、市全体の重要課題となっています。まさしく農地災害とも呼ぶべきこの現実には、本格的な対策が望まれるところです。

農業者の高齢化が進み、10年先の農業が見通せない中、これが農地の荒廃に繋がることのないよう農業委員・推進委員各位の更なるご尽力をお願いするところです。

我々は、農業と農地の生き残りを真剣に考える人の助けとなるよう、積極的な日常活動と適正な審議を心掛け、地域農業の振興に努めなければならないとの思いを新たに、第二農地部会の報告とします。

【議長】 続いて、「農政部会」の報告をお願いします。

【金子部会長】 私からは農政部会の活動を報告します。

議案書はP9をご覧ください。

令和2年は、部会を2回開催しました。

10月26日の第1回部会では、農政部会が担当する業務内容の確認と令和2年度の事業計画案について協議しました。また、令和3年の農作業労賃及び農業用機械利用料金参考額案を決定したほか、農業者等との意見交換会開催までのスケジュールについて協議しました。

12月21日の第2回部会では、農業者等との意見交換会のテーマについて、地区会議で出された課題を基に、更に検討を行いました。

以上、農政部会の報告を終わります。

【議長】 最後に、P10の「会議の開催状況と内容」以降の委員会全体の活動について、報告をお願いします。

【大滝代理】 私からは、議案書P10の「Ⅲ会議の開催状況と内容」からP14の「Ⅴその他活動状況等」まで、報告します。

まず、P10の「Ⅲ会議の開催状況と内容」の「1 総会」ですが、令和2年は総会を5回開催しました。

4月30日には、委員改選に伴う互選総会を開催し、農地部会委員や会長等を決定するとともに、同日開催した令和2年度第1回総会において、農地部会長等の選任や農地利用最適化推進委員の委嘱を決定しました。

また、6月11日の令和2年度第2回総会において、農政部会委員と農政部会長等の選任を、11月27日の令和2年度第3回総会で、欠員となっていた農地利用最適化推進委員の委嘱を行い、現在の委員会体制を確立しました。

P11の「2 運営委員会」についてです。令和2年は4回開催し、総会に提出する議案について協議しました。

続いて、P12の「Ⅳ農業委員会集会・研修会の参加状況」です。

令和2年はコロナ禍により全国規模、或いは全県規模での会議や研修会が中止になるなど、思うように参加できない状況でしたが、それでも開催されたものには可能な限り参加し、農業状況の把握や委員の資質向上、他の農業委員会との情報交換等に努めました。

P14の総会や研修会以外の活動状況についてです。

当市では、令和2年度に本格化した「人・農地プランの見直しに係る集落懇談会」に、延べ116人の委員が144回参画し、プランの見直しに向けた助言等を行いました。

この他、関係機関に対し、農地利用の最適化を推進するための施策に関する意見書の提出や、農業に関する課題解決のための連携と役割分担について、市の農林水産部長等と意見交換を行いました。

また、県農業会議が主催する定例会等への出席や農業委員が宛て職になっている役職に関しても、会議に出席し意見を表出するなどの活動を行いました。

最後になりますが、農地部会はもちろんのこと、総会や各種会議、研修会への出席は、我々が委員活動をする上で必要な知識や情報を習得することができ、また、農業委員会の役割を再認識したり、委員同士の連携を深める良い機会になります。

委員の皆さんには、こうした会議等に引き続き積極的に出席して下さるようお願い申し上げます、報告を終わります。

【議長】 以上で報告第1号について報告が終わりましたが、質問や意見があればお願いします。

《しばらく待つが、質問等なし》

【議長】 質問等がないようですので、報告第1号は以上とします。
続いて、報告第2号「農地所有適格法人の事業状況等の報告について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

【事務局長】 議案書はP15をご覧ください。
農地所有適格法人は、法令により、毎年、事業年度終了後3ヶ月以内に、農業委員会に事業状況を報告するように義務付けられており、この表は、令和3年1月1日現在の報告結果について記載したものです。
農地所有適格法人は市内に169法人ありますが、このうち、13法人は報告を要しない法人ということで、内訳は、新たに設立されたため決算期が到来していない法人が10法人、また、解散に向けて手続き中の法人が3法人となっています。
なお、報告のあった156法人について、農地所有適格法人の要件を確認したところ、全ての法人が、組織、事業、構成員、役員の4要件を満たしていることを確認しました。
また、3月の農地部会時を予定していますが、委員活動の参考にしてもらうため、農地所有適格法人の一覧を委員の皆さんにお配りしたいと考えています。
説明は以上です。

【議長】 ただ今の説明について、意見や質問があればお願いします。

【高島委員】 報告を要しない法人の内訳を教えてください。

【事務局】 決算期が未到来の法人が10法人、解散に向けて手続き中の法人が3法人です。

【議長】 ほかに質問等がないようですので、報告第2号は以上とします。
続いて、議案第1号「令和3年度上越市農業委員会業務方針について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

【事務局長】 P16 をご覧ください。

これについては、農業委員会全体で共通認識を持って、同じ方向を向いて業務に取り組んでいこうということで、毎年、新年度を迎えるに当たって定めているものです。

P17 の 1 基本方針ですが、1 段落目、2 段落目は農業を取り巻く状況や農業委員会を巡る動向について記載しています。3 段落目は、農業委員会として業務に取り組む姿勢を記載していますが、その部分を読み上げます。3 段落目の 2 行目の後半ですが、「農業委員会法や農地法等の関係法令に従って業務を公正・着実に遂行するとともに、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携した中で、『行動する農業委員会』として、事業に取り組んでいく」こととしています。

取り組む事業については、2 の事業計画にまとめました。概要を説明します。

まず、(1) の目標などの策定及び点検・評価については、この後、審議する「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づいて毎年策定している「年度目標と活動計画」を引き続き作成し、これに基づき活動を行うとともに、前年度の活動の点検・評価とその公表を行います。

(2) の農地対策では、人・農地プランの見直しのための集落懇談会への参画と、プラン実行のための担い手への農地集積や新規参入に努めるとともに、農地中間管理事業の活用と農地パトロール等を実施します。

(3) の農政対策では、参考賃借料の公表や農業者等との意見交換、農業者等からの相談に対する対応、全国農業新聞の普及と農業者年金の加入促進等を実施します。

(4) のその他の対策では、新潟県農業会議等が実施する研修会への参加や「地区会議」等を活用して活動を行います。

また、3 として年間の業務日程を掲載していますが、この表のとおり総会や部会、会議等を予定しています。総会や農地部会での議案の審議や意見の陳述、情報収集等は農業委員、推進委員の重要な業務の一つですので、引き続き、積極的な出席をお願いします。

令和 3 年度の業務方針についての説明は以上です。

【議 長】 事務局からの説明に対し、質問や意見等があればお願いします。

《しばらく待つが、質問等なし》

【議 長】 質問等がないようですので、採決に移ります。
本案を承認することに、異議ありませんか。

≪「異議なし」の声あり≫

【議長】 異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認されました。
続いて、議案第2号「上越市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

【事務局長】 P20 をご覧ください。
今までの経緯から説明します。
平成28年4月施行の改正農業委員会法により、農業委員会の役割として、「農地利用の最適化の推進」が位置付けられ、それに関連して、各農業委員会が「農地利用の最適化を推進する」ための指針を定めるよう努力義務が課せられました。
これを受け当委員会では、資料1のとおり、平成30年2月に、上越市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めました。指針の内容としては、農地利用の最適化…すなわち「遊休農地の発生防止と解消」「担い手への農地利用の集積と集約」「新規参入の促進」のそれぞれについて、3年後と5年後の目標を立て、その目標を達成するために具体的にどのような取組をしていくのか、ということを決めています。

そして、今回改定する理由ですが、この指針の中で「委員の改選に合わせ3年毎に検証と見直しを行う」ことになっていますので、当初策定した平成30年から3年が経過した今回、取組を検証し、見直しを行うものです。

それでは、検証と見直しについて説明します。

資料2は、「遊休農地の発生防止と解消」「担い手への農地利用の集積と集約」「新規参入の促進」のそれぞれについて、3年後の目標の達成状況と、この間の実施状況、推進方法の検証結果についてまとめたものです。

P1は遊休農地の発生防止と解消についてまとめてあります。

上段の表の左側は、平成30年の策定時の現状と3年後、5年後の目標を転記しています。また、右側の表は今年の2月の状況です。3年後の目標で遊休農地面積を1.3ha、遊休農地の割合を0.01%に減らすという目標を立てましたが、実績はそれぞれ3.3ha、0.02%でしたので、中間年の目標は達成できなかった、という結果でした。

なお、管内農地面積は、令和3年2月現在の農地台帳の面積を記載しています。

下の表は指針に記載されている推進方法ごとの実施状況を確認し、検

証したものです。

例えば、推進方法の「①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について」の一番上の「利用状況調査と利用意向調査の実施と違反転用農地の適宜の是正対応」に対する実施状況は、「利用状況調査の実施とそれに基づく利用意向調査を実施」していますし、また、「違反転用農地についての是正対応もしている」という状況になっています。以下、同じ形で記載しています。

また、検証結果については推進方法を全てまとめた結果にしていますが、「推進方法で掲げている各取組は、遊休農地の発生防止に一定の効果があることから、引き続き取り組みを継続する。」「農地情報公開システムへの利用状況調査等の結果の入力を進める。」と評価しました。なお、3年後の目標を達成できなかったのは、解消に向けた取組みが十分でなかったことが原因ですので、令和5年の目標達成に向けて、「遊休農地の現状と所有者の意向を確認する」という検証結果としました。

P2の担い手への農地利用の集積と集約化についても、3年後の目標である集積面積13,955ha、集積率71.0%に対して、実績はそれぞれ12,141ha、62.1%という結果になり、目標の達成はできませんでした。

推進方法ごとの実施状況は記載のとおりですが、検証結果としては、「推進方法で掲げている取組は一定の効果があるため、引き続き取り組みを継続する。また、集積を進めるために、現在、未取組となっている復元可能な遊休農地等のリスト化や人・農地プランを基にした農地の幹旋や利用調整等を行う」という評価にしました。

P3は、新規参入の促進についてです。

3年後の目標は新規参入者数9人、新規参入者の取得面積7.0haに対して、実績はそれぞれ11人、15.1haでしたので、中間年の目標は達成しています。

実施状況は記載のとおりですが、検証結果としては、「推進方法で掲げている取組は一定の効果があるため、引き続き取り組みを継続する」とし、なお、「別段面積の設定については具体の要望に合わせて対応する」という評価にしました。

今、説明した検証結果を元に指針の改定(案)を作成しました。

資料3の新旧対照表ですが、左側が見直し案、右側が現在のものとなっています。下線部分が見直しをする箇所です。

この間、改元があったため「平成」と記載されている箇所は「令和」に直すとともに、時点修正が必要なものは修正しています。

また、推進方法については、目標達成に向けて、3か所追加したいと考えています。

P2の見直し案の上から2行目ですが、「現在把握している遊休農地に

については、改めて現況や所有者の意向を確認し、解消に向けた取組を進める。」という取組を、「遊休農地の発生防止と解消」の項目に追加したいと考えています。

また、P2 の一番下ですが、「担い手への農地利用の集積・集約化」の項目では、「作成と見直しが終わった人・農地プランについては、実行に向けて農地の出し手と受け手の利用調整等を行う」と追加、P3 の新規参入の促進では、下から 4 行目ですが、「関係機関が実施する新規参入者向けの施策を把握し、必要な施策の提案と担当地域での新規参入者の確保に向けた活動を実施する」と追加したいと考えています。

議案書に戻っていただき、今、説明した内容を反映したものが P21 から P24 に掲載している指針で、この内容で改定したいと考えています。説明は以上です。

【議 長】 事務局の説明に対し、質問や意見等があればお願いします。

《しばらく待つが、質問等なし》

【議 長】 質問等がないようですので、採決に移ります。
本案を承認することに、異議ありませんか。

《「異議なし」の声あり》

【議 長】 異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認されました。
続いて、7 のその他について、事務局の説明を求めます。

【事務局長】 今回配布した資料について簡単に説明します。
まず、資料 1 から 3 については、今ほど説明したとおりです。

資料 4 は、令和 3 年度の上越市一般会計予算要求の概要で、当委員会に関係しているものを抜粋したものです。議会議決前のため、決定ではありません。

歳出の要求額は 9,066 万 5 千円で、これは 2 年度と比較して 10%ほど増えています。主な要因は、職員の構成が変わったことと、農地台帳システムの更新を予定しているためです。

財源は、証明書発行の手数料のほか、県からの補助金や交付金、年金事務等に対する委託金で、歳出との差し引き 6,827 万 1 千円が一般財源、つまり市の単独持ち出しとなります。

資料 5 は上越市賃借料情報です。

農地法第 52 条で、農業委員会は、借賃料の動向などの情報の収集、整理、提供を行うこととされています。

この資料は、令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月までの間に、農地法第 3 条と農業経営基盤強化促進法に基づき申請のあった契約を整理し、「賃借料情報」としてまとめたものです。

地区やほ場条件等の区分は、従来の「標準小作料」と同じくし、平均、最高、最低額を表示しています。なお、平均額欄の下段の金額は、前年と比較した金額です。

算出方法は、全国農業会議所が作成した「手引き」により算出し、特殊な契約条件、例えば、「親戚間における低価格な賃貸借」や「集落営農組織への高額な賃貸借」のような案件は除外し、また、賃料を「米による物納」としているものは、農協の販売価格に換算したほか、データ件数の少ないものは参考値としないため、空欄としています。

この賃借料情報は、市のホームページに掲載するほか、事務局や各総合事務所の窓口配置しますので、小作料についての相談があった場合などにご活用ください。

資料 6 は令和 3 年度定例農地部会年間予定表です。

令和 3 年度の農地部会の開催日と会場をまとめたものです。

今までと大きく違う点は、第一農地部会と第二農地部会の開催日を同じ日に設定したことです。これは、急遽、総会等の開催が必要になった場合、今まではそれぞれの農地部会の日にちが違っていたので、どちらかの部会の開催日に合わせるため、片方の部会の日にちを変更していました。しかしながら、皆さんの中には、日にちの変更が難しい方もいますので、部会の日にちを変更しないで済むように、予め部会の開催日を同一日にするものです。

なお、農地部会の開催通知は、毎月、開催日の 1 週間前を目途に、「議案書」を送る際に知らせていますが、この資料のとおり、部会の開催日は年間を通して決めてありますので、委員の皆さんは、予め日程を確保し出席をお願いします。

- 【議長】 事務局から説明があったとおり、農地部会の開催日は年間を通して決まっていますので、委員の皆さんは日程の確保をお願いします。
事務局からの説明に対し、質問や意見等があればお願いします。

《しばらく待つが、質問等なし》

【議長】 質問がないようですので、他に何かありますか。

【事務局長】 事務局から四点、お願いします。

一点目は、本日配布した資料『青空』についてです。

上越農村地域生活アドバイザー協議会の活動を紹介したものです。この場にいらっしゃる竹原委員が以前は協議会長、現在は会員として所属されていますので、竹原委員から会の紹介をお願いします。

【竹原委員】 女性農業者が頑張っている組織です。会員を随時募集していますので、皆さんのお近くの農業に関心ある女性に協議会の紹介をお願いします。

【事務局長】 ありがとうございました。

二点目は、本日、机の上に配布した「上越市緊急消雪促進対策事業費補助金」いわゆる苗代除雪の助成についてです。

市では、今シーズンの降雪が多かったため、苗代等の除雪に対する支援を行う予定です。現在、農家組合に対して要望量調査を実施していますので、ご承知おきください。

三点目は、昨年皆さんから確認していただいた「農地利用状況調査」の結果についてです。こちらは集計中ですので資料はありません。

今回調査をお願いした農地は、全体で約 37 万筆、21,000ha で、この内、約 7 割に当たる約 26 万筆、16,700ha の調査が完了しました。

現在、確認中のため今後数字が変わるかもしれませんが、調査結果の内訳は、農地が約 17 万筆、14,000ha、利用可能な遊休農地が約 7 千筆、200ha、再生困難な遊休農地が約 4 万筆、1,100ha、非農地が約 3 万筆、1,000ha、場所が分からない不明農地や道路等により既に農地ではない土地が、約 1 万 3 千筆、400ha となりました。

今後、利用可能な遊休農地について調査を進めたいと考えていますが、確実に耕作の再開に繋がるのが前提となるため、現地の状況等について再度、事務局で確認を行っています。その結果、確実に耕作に繋がる農地だと判断できれば、所有者に対し利用意向調査を行いますので、その際は地区の担当委員から所有者への意向確認や耕作者のあっせん等の協力をお願いします。

なお、今年度、未確認となった筆については、来年度、調査を予定していますので、合わせて協力をお願いします。

四点目は、公務員の選挙運動についてです。資料はありません。

令和 3 年度は、衆議院選挙や身近なところでは上越市長選挙が予定されています。また、令和 4 年度以降もさまざまな選挙が実施されます。

皆さんは上越市非常勤特別職となり、公職選挙法上、地位を利用した選挙運動が禁止されています。他市の事例で、候補者の選対部長になっていたことが分かり、その後の対応が大変だったということがありました。自分にその気がなくても、選挙運動への深入りは、地位利用と見なされる恐れがありますので、他人から疑念を持たれることのないよう、慎重な行動や言動をお願いします。

事務局からは以上です。

【議長】 事務局からは以上のようなのですが、皆さんの方から何かありますか。

《しばらく待つが、質問等なし》

【議長】 ないようですので、最後に閉会の挨拶を大滝職務代理が行います。

【職務代理】 《閉会の挨拶》